

○埼玉県都市公園に関する規則（昭和37年3月16日規則第8号）

埼玉県都市公園に関する規則

昭和三十七年三月十六日
規則第八号

改
正

昭和四五年 一月二〇日規則第五号

昭和四六年 六月 一日規則第四八号

昭和四七年 四月二八日規則第四〇号
昭和五一年 八月一七日規則第六三号
昭和五四年 四月 一日規則第四二号
昭和五四年一一月一三日規則第八一号
昭和五六年 四月二〇日規則第四八号
昭和五七年 四月 一日規則第四〇号
昭和五九年 三月三一日規則第二九号
昭和六〇年 七月三〇日規則第四八号
昭和六二年 三月三一日規則第二五号
昭和六三年 六月一七日規則第四六号
平成 元年 一月三一日規則第四号
平成 元年 五月一二日規則第五四号
平成 三年 三月二九日規則第一四号
平成 四年 三月三〇日規則第一七号
平成 四年一一月二七日規則第九五号
平成 六年 三月三一日規則第二九号
平成 七年 七月一四日規則第五六号
平成 八年 八月一三日規則第六〇号
平成 九年 八月二九日規則第八一号
平成一〇年 九月 一日規則第八〇号
平成一二年 三月三一日規則第九六号
平成一三年一〇月一二日規則第九三号
平成一四年 八月三〇日規則第一〇四号

平成一五年 七月一八日規則第一一一号

平成一八年 三月三一日規則第六四号
平成二〇年 八月二九日規則第七八号
平成二四年一二月二五日規則第八二号
平成三〇年 三月三〇日規則第四一号
平成三一年 三月一九日規則第二二号

注 平成三一年三月一九日規則第二二号による改正は、平成三一年一〇月一日から施行につき、現行条文と並列して登載した。

埼玉県都市公園に関する規則をここに公布する。

埼玉県都市公園に関する規則

(趣旨)

第一条 この規則は、都市公園法（昭和三十一年法律第七十九号。以下「法」という。）及び埼玉県都市公園条例（昭和三十六年埼玉県条例第三十八号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。

（条例第一条の二第三号の規則で定める都市公園）

第一条の二 条例第一条の二第三号の規則で定めるものは、次に掲げる都市公園とする。

一 主として都市の自然的環境の保全及び改善並びに都市の景観の向上を図ることを目的として設

けられる緑地としての都市公園

二 災害時における避難路の確保並びに都市生活の安全性及び快適性の確保等を図ることを目的として、近隣住区（幹線街路等に囲まれたおおむね一キロメートル四方の居住単位をいう。以下の号において同じ。）又は近隣住区相互を連絡するように設けられる植樹帯及び歩行者路又は自転車路を主とする緑地としての都市公園

追加〔平成二四年規則八二号〕

（公園施設の設置若しくは管理又は占用の許可手続）

第二条 法第五条第一項前段に規定する公園施設の設置若しくは管理の許可又は法第六条第一項に規定する都市公園の占用の許可を受けようとする者は、様式第一号の申請書を知事又は大宮公園事務所長若しくは營繕・公園事務所長（以下これらを「知事等」という。）に提出しなければならない。

2 法第五条第一項後段又は法第六条第三項に規定する変更の許可を受けようとする者は、様式第二号の申請書を知事等に提出しなければならない。

全部改正〔昭和五〇年規則三〇号〕、一部改正〔昭和五一年規則六三号・平成一三年九三号・一四年五六号・一〇四号・一五年四五号・一七年四九号・一八年六四号・二二年六一号・三〇年四一号〕

（許可申請書の添付書類）

第二条の二 条例第二条第三項の規則で定める書類は、次のとおりとする。

一 法第五条第一項の申請書に添付すべき書類

イ 公園施設を設置しようとする場合

- (1) 当該公園施設の設計書、仕様書及び図面
- (2) 事業計画書
- (3) 供用及び管理に関する計画書
- (4) その他知事が必要と認める書類

ロ 公園施設を管理しようとする場合

- (1) 事業計画書
- (2) 供用及び管理に関する計画書
- (3) その他知事が必要と認める書類

ハ 許可を受けた事項を変更しようとする場合

- (1) 既に受けた許可証の写し
- (2) その他知事が必要と認める書類

二 法第六条第二項の申請書に添付すべき書類

イ 当該物件又は施設の設計書、仕様書及び図面

ロ 事業計画書

ハ 供用及び管理に関する計画書

ニ その他知事が必要と認める書類

三 法第六条第三項の申請書に添付すべき書類

イ 既に受けた許可証の写し

ロ その他知事が必要と認める書類

追加〔平成一七年規則四九号〕

（公示の方法等）

第二条の三 条例第四条第二項第一号の規則で定める場所は、知事等又は埼玉県教育委員会の指定する場所とする。

2 条例第四条第三項の規則で定める様式は、様式第二号の二のとおりとする。

3 条例第四条第三項の規則で定める場所は、知事等又は埼玉県教育委員会の指定する場所とする。

追加〔平成一七年規則四九号〕、一部改正〔平成一八年規則六四号〕

（返還の手続）

第二条の四 法第二十七条第四項の規定により保管した工作物等（同条第六項の規定により売却した代金を含む。）を返還するときは、返還を受ける者にその氏名及び住所を証するに足りる書類を提示させる等の方法によつてその者がその工作物等の返還を受けるべき所有者等であることを証明させ、かつ、様式第二号の三の工作物等受領書と引換えに返還するものとする。

追加〔平成一七年規則四九号〕

(行為の許可手続)

第三条 条例第九条第一項に規定する都市公園において行う行為の許可を受けようとする者は、様式第三号の申請書を知事等又は指定管理者に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める事項を記載しなければならない。

- 一 物品の販売その他の営業行為（興行を除く。）をする場合 販売品目又は営業行為の内容、料金及び営業時間並びに現場責任者の住所及び氏名
- 二 興行を行う場合 興行時間、開催回数、収容予定人員、料金、興行のため使用する物品及び機械並びに現場責任者の住所及び氏名
- 三 募金、署名運動その他これらに類する行為をする場合 行為の趣旨、従事する者的人数、方法及び行為の時間並びに現場責任者の住所及び氏名
- 四 業として写真を撮影する場合 営業時間又は撮影時間、料金及び写真機の台数並びに現場責任者の住所及び氏名
- 五 業として映画等の撮影を行う場合 撮影時間、撮影のための人員、撮影のため使用する物品及び機械並びに現場責任者の住所及び氏名
- 六 競技会、集会、展示会、博覧会その他これらに類する催しをする場合 料金又は会費、参集予定人員、競技会等のために使用する物品及び機械並びに現場責任者の住所及び氏名
- 七 花火、キャンプファイヤー等火気を使用する場合 火気の種類、火気を使用する時間並びに現場責任者の住所及び氏名
- 八 はり紙、はり札その他の広告物の表示をする場合 広告物の種類、規模、数量、位置及び内容並びに現場責任者の住所及び氏名

一部改正〔昭和五〇年規則三〇号・五一年六三号・五七年四〇号・平成一二年九六号・一三年九三号・一七年四九号・一八年六四号・三〇年四一号〕

第四条 削除

〔平成一七年規則四九号〕

(公園施設の利用の許可手続等)

第五条 条例第十条第一項に規定する公園施設（以下「公園施設」という。）の利用の許可を受けようとする者は、知事等又は指定管理者の定める方法により申請を行うものとする。

2 前項の申請の受付を開始する日は、知事等が、又は知事の承認を得て指定管理者が定めるものとする。

一部改正〔昭和五〇年規則三〇号・五一年六三号・平成一三年九三号・一五年四五号・一八年六四号・三〇年四一号〕

(公園施設の供用日及び供用時間)

第六条 指定管理者は、条例第二十二条第二項において読み替えて適用する条例第十条第三項の規定により公園施設の供用日及び供用時間を定めるときは、知事の承認を得るものとする。

全部改正〔平成一八年規則六四号〕

(使用料の納期限)

第七条 条例第十七条に規定する使用料は、知事等の定める期日までに納付しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、都市公園の使用の期間が三月を超える場合においては、知事等の承認を得て、次の各号に掲げる期間の区分に応じて、それぞれ知事等の定める期日までに納付することができる。

- 一 第一期 四月から六月まで
- 二 第二期 七月から九月まで
- 三 第三期 十月から十二月まで
- 四 第四期 一月から三月まで

3 入場料若しくはこれに類するものを徴収する場合又は自転車競技法（昭和二十三年法律第二百九号）に基づく自転車競技若しくはモーターボート競走法（昭和二十六年法律第二百四十二号）に基づくモーターボート競技のために使用する場合の使用料については、それぞれ、総収入額又は勝者投票券売上金額若しくは勝舟投票券売上金額の確定後速やかに納付しなければならない。

追加〔昭和五四年規則四二号〕、一部改正〔昭和五五年規則二〇号・五七年四〇号・五九年二九号・五四号・平成元年三五号・七年五六号・一三年一九号・九三号・一八年六四号〕

(使用料の額)

第八条 条例第十七条第二項に規定する規則で定める使用料の額は、別表第一のとおりとする。

2 条例第十七条第三項に規定する規則で定める使用料の額は、別表第二のとおりとする。

3 前二項の規定に基づき算出した使用料の額が次の各号に掲げる場合は、当該各号に定める額とする。

一 百円未満の場合 百円

二 百円以上一万円未満の額であつて十円未満の端数がある場合 十円未満の端数を切り捨てた額

三 一万円以上の額であつて百円未満の端数がある場合 百円未満の端数を切り捨てた額

全部改正〔平成一八年規則六四号〕

(使用料の減免手続)

第九条 条例第十八条の規定により使用料の減額又は免除を受けようとする者は、様式第四号の使用料減額(免除)申請書を知事等に提出しなければならない。

全部改正〔昭和五一年規則六三号〕、一部改正〔昭和五四年規則四二号・五五年二〇号・五七年四〇号・五九年二九号・平成元年三五号・一三年一九号・九三号・一四年五六号・一八年六四号〕

(使用料の還付手続等)

第九条の二 条例第十九条ただし書の規定により使用料の還付を受けようとする者は、様式第五号の使用料還付申請書を知事等に提出するものとする。

2 条例第十九条第三号の規則で定める日は、利用を開始しようとする日前七日とする。

追加〔平成一八年規則六四号〕

(許可証の交付)

第十条 知事等は、法第五条第一項前段に規定する公園施設の設置若しくは管理の許可又は法第六条第一項に規定する都市公園の占用の許可をしたときは様式第六号の公園施設設置等許可証を、法第五条第一項後段又は法第六条第三項の規定により変更の許可をしたときは様式第七号の公園施設設置等変更許可証を当該申請者に交付するものとする。

2 知事等又は指定管理者は、条例第九条第一項各号に規定する都市公園内において行う行為の許可をしたときは、様式第八号の公園内行為許可証を当該申請者に交付するものとする。

3 知事等又は指定管理者は、条例第十条第一項の規定により公園施設の利用の許可をしたときは、ロッカ一等の利用の許可の場合を除き、知事等又は指定管理者の定める様式の許可証を当該申請者に交付するものとする。

一部改正〔昭和四六年規則四八号・四七年四〇号・五〇年三〇号・五一年六三号・五三年二二号・五四年四二号・五七号・八一号・五五年二〇号・五六六年八二号・五七年四〇号・五八年六九号・五九年二九号・六一年七九号・六二年二五号・六三年二〇号・四六号・八〇号・平成元年三五号・三年一四号・四年五九号・五年三六号・七年一四号・五六号・一二年九六号・一三年一九号・九三号・一七年四九号・一八年六四号・三〇年四一号〕

(指定管理者の指定の申請)

第十条の二 条例第二十三条第一項の規定による申請は、知事が指定する期限までに様式第九号の指定管理者指定申請書に次に掲げる書類を添えて、知事に提出することにより行わなければならない。

一 定款若しくは寄附行為及び登記事項証明書又はこれらに準ずる書類

二 知事が指定する事業年度の事業報告書、収支計算書、正味財産増減計算書、貸借対照表及び財産目録又はこれらに準ずる書類

三 知事が指定する事業年度の事業計画書及び収支予算書又はこれらに準ずる書類

四 組織及び運営に関する事項を記載した書類

五 条例第二十二条第二項に規定する指定管理業務の実施に関する計画を記載した書類

六 前各号に掲げるもののほか、知事が必要と認める書類

追加〔平成一七年規則四九号〕、一部改正〔平成一八年規則六四号〕

(利用料金の承認手続)

第十一條 指定管理者は、条例第二十八条第二項の規定により利用料金について知事の承認を受けよ

- うとするときは、様式第十号の利用料金承認申請書を知事に提出しなければならない。
- 2 指定管理者は、条例第三十条の規定により利用料金の減額又は免除について知事の承認を受けようとするときは、様式第十一号の利用料金減額（免除）承認申請書を知事等に提出しなければならない。

追加〔平成一二年規則九六号〕、一部改正〔平成一五年規則四五号・一八年六四号〕

(利用料金の納期限)

第十二条 条例第二十九条の納期限は、知事の承認を得て指定管理者が定めるものとする。

追加〔平成一八年規則六四号〕

(利用料金の返還)

第十三条 条例第三十一条第三号の規則で定める日は、利用を開始しようとする日前三十日以内で指定管理者が定める日とする。

追加〔平成一八年規則六四号〕

(都市公園移動等円滑化基準に係る園路及び広場の通路の幅等)

第十四条 条例別表第一の規定により規則で定める事項は、別表第三のとおりとする。

追加〔平成二四年規則八二号〕

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(昭和四十五年一月二十日規則第五号)

この規則は、昭和四十五年二月一日から施行する。

附 則(昭和四十六年六月一日規則第四十八号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(昭和四十七年四月二十八日規則第四十号)

この規則は、昭和四十七年五月一日から施行する。

附 則(昭和五十年四月一日規則第三十号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(昭和五十一年八月十七日規則第六十三号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(昭和五十三年三月三十一日規則第二十二号)

1 この規則は、昭和五十三年四月一日から施行する。

2 改正前の埼玉県都市公園に関する規則に定める様式による用紙は、当分の間、使用することができる。

附 則(昭和五十四年四月一日規則第四十二号)

この規則は、昭和五十四年四月一日から施行する。

附 則(昭和五十四年六月十二日規則第五十七号)

この規則は、昭和五十四年六月三十日から施行する。

附 則(昭和五十四年十一月十三日規則第八十一号)

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第十条第二項第二号の改正規定中しらこばと公園のアイススケート場に係る部分及び様式第十二号（二）の改正規定は、昭和五十四年十二月二十五日から施行する。

附 則(昭和五十五年三月二十九日規則第二十号)

この規則は、昭和五十五年五月五日から施行する。ただし、第十条第二項第三号の改正規定及び様式第十三号（二）の次に一様式を加える改正規定については、昭和五十五年四月一日から施行する。

附 則(昭和五十六年四月二十日規則第四十八号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(昭和五十六年十月三十日規則第八十二号)

この規則は、昭和五十六年十一月一日から施行する。

附 則(昭和五十七年四月一日規則第四十号)

1 この規則は、昭和五十七年四月一日から施行する。ただし、吉見総合運動公園の公園施設中、野球場及び庭球場に関する改正規定は昭和五十七年五月一日から、ゴルフ場、ゲートボール場、集会室及び備品に関する改正規定は埼玉県都市公園条例の一部を改正する条例（昭和五十七年埼玉県条

例第三十三号）の当該公園施設に関する規定が施行される日から施行する。

- 2 改正前の埼玉県都市公園に関する規則に定める様式による用紙は、当分の間、使用することができる。

附 則（昭和五十八年九月三十日規則第六十九号）

この規則は、昭和五十八年十月二日から施行する。ただし、別表大宮公園の項の改正規定は、昭和五十八年十月十一日から施行する。

附 則（昭和五十九年三月三十一日規則第二十九号）

- 1 この規則は、昭和五十九年四月一日から施行する。ただし、別表所沢航空記念公園の項の改正規定は埼玉県都市公園条例の一部を改正する条例（昭和五十九年埼玉県条例第十七号）の当該公園施設に関する規定が施行される日から施行する。

- 2 改正前の埼玉県都市公園に関する規則に定める様式による用紙は、当分の間、使用することができる。

附 則（昭和五十九年八月十七日規則第五十四号）

この規則は、昭和五十九年八月十七日から施行する。

附 則（昭和六十年七月三十日規則第四十八号）

この規則は、昭和六十年八月一日から施行する。

附 則（昭和六十一年十月十七日規則第七十九号）

この規則は、昭和六十一年十一月十五日から施行する。ただし、第十条第二項第五号の改正規定、様式第十七号の改正規定及び様式第十七号（一）の次に一様式を加える改正規定（これらの改正規定中吉見総合運動公園ゴルフ場に係る部分に限る。）は、昭和六十二年一月一日から施行する。

附 則（昭和六十二年三月三十一日規則第二十五号）

- 1 この規則は、昭和六十二年四月一日から施行する。

- 2 改正前の埼玉県都市公園に関する規則に定める様式による用紙は、当分の間、使用することができる。

附 則（昭和六十三年三月二十九日規則第二十号）

この規則は、昭和六十三年四月一日から施行する。

附 則（昭和六十三年六月十七日規則第四十六号）

この規則は、昭和六十三年七月二日から施行する。

附 則（昭和六十三年九月二十四日規則第八十号）

この規則は、昭和六十三年十月二十五日から施行する。ただし、第十条第二項第二号の改正規定並びに様式第十二号（三）及び様式第十二号（六）の改正規定は、同年十一月十四日から施行する。

附 則（平成元年一月三十一日規則第四号）

この規則は、平成元年三月一日から施行する。

附 則（平成元年三月三十一日規則第三十五号）

この規則は、平成元年四月一日から施行する。

附 則（平成元年五月十二日規則第五十四号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成二年一月十二日規則第二号）

この規則は、平成二年三月一日から施行する。

附 則（平成三年三月二十九日規則第十四号）

この規則は、平成三年四月一日から施行する。

附 則（平成三年七月二十二日規則第五十四号）

この規則は、平成三年七月二十三日から施行する。

附 則（平成四年三月三十日規則第十七号）

この規則は、平成四年四月一日から施行する。

附 則（平成四年六月三十日規則第五十九号）

この規則は、平成四年七月四日から施行する。

附 則（平成四年十一月二十七日規則第九十五号）

この規則は、公布の日から施行する。ただし、別表第一吉見総合運動公園の項及び荒川大麻生公園の項の改正規定並びに同表備考第一号の表上欄の改正規定中吉見総合運動公園に係る部分及び荒川大

麻生公園に係る部分は、平成五年二月一日から施行する。

附 則（平成五年三月三十一日規則第三十六号）

この規則は、平成五年四月一日から施行する。ただし、第六条の二の改正規定、第十条第二項の改正規定、様式第十三号を削り、様式第十二号（七）の次に二様式を加える改正規定及び様式第二十一号を様式第二十二号とし、様式第二十号（二）の次に三様式を加える改正規定は、同月三日から施行する。

附 則（平成六年三月三十一日規則第二十九号）

1 この規則は、平成六年四月一日から施行する。

2 この規則の施行の日前に許可の申請があった公園施設の利用に伴って利用する改正後の別表第二第一号に規定する備品の使用料については、なお従前の例による。

附 則（平成七年三月二十四日規則第十四号）

この規則は、平成七年四月一日から施行する。

附 則（平成七年七月十四日規則第五十六号）

この規則は、平成七年八月一日から施行する。

附 則（平成八年四月五日規則第三十一号）

この規則は、平成八年四月二十三日から施行する。

附 則（平成八年八月十三日規則第六十号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成九年三月二十八日規則第二十五号）

1 この規則は、平成九年四月一日から施行する。

2 この規則の施行の日前に許可の申請があった利用に係る使用料の額については、なお従前の例による。

附 則（平成九年八月二十九日規則第八十一号）

この規則は、平成九年九月一日から施行する。

附 則（平成十年三月二十七日規則第二十八号）

この規則は、平成十年四月一日から施行する。

附 則（平成十年九月一日規則第八十号）

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 この規則の施行前にこの規則による改正前の埼玉県都市公園に関する規則の規定によりされた使用の許可の申請は、この規則による改正後の埼玉県都市公園に関する規則の規定によりされた使用の許可の申請とみなす。

附 則（平成十一年五月二十八日規則第五十九号）

この規則は、平成十一年六月十三日から施行する。

附 則（平成十二年三月三十一日規則第九十六号）

この規則は、平成十二年四月一日から施行する。

附 則（平成十三年三月二十七日規則第十九号）

1 この規則は、平成十三年四月一日から施行する。

2 この規則の施行前にこの規則による改正前の埼玉県都市公園に関する規則の規定によりされた使用の許可の申請は、この規則による改正後の埼玉県都市公園に関する規則の規定によりされた使用の許可の申請とみなす。

附 則（平成十三年十月十二日規則第九十三号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成十四年三月二十九日規則第五十六号）

（施行期日）

1 この規則は、平成十四年四月一日から施行する。ただし、第九条の改正規定及び様式第七号の改正規定「第17条」を「第17条第1項（第2項）」に改める部分に限る。）は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行前にこの規則による改正前の埼玉県都市公園に関する規則（事項において「改正前の規則」という。）の規定によりされた使用の許可の申請は、この規則による改正後の埼玉県都

市公園に関する規則の規定によりされた使用の許可の申請とみなす。

- 3 改正前の規則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして、使用することができる。

附 則（平成十四年八月三十日規則第百四号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成十四年九月一日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行前にこの規則による改正前の埼玉県都市公園に関する規則（次項において「改正前の規則」という。）の規定によりされた使用の許可の申請はこの規則による改正後の埼玉県都市公園に関する規則の規定によりされた使用の許可の申請とみなす。

- 3 改正前の規則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附 則（平成十五年三月二十八日規則第四十五号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成十五年四月一日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行前にこの規則による改正前の埼玉県都市公園に関する規則（次項において「改正前の規則」という。）の規定によりされた使用の許可の申請は、この規則による改正後の埼玉県都市公園に関する規則の規定によりされた使用の許可の申請とみなす。

- 3 改正前の規則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附 則（平成十五年七月十八日規則第百十一号）

この規則は、平成十五年七月二十日から施行する。

附 則（平成十七年三月二十九日規則第四十九号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成十七年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第二条の改正規定、第十条第一項の改正規定（「第三条第一項各号」を「第七条第一項各号」に改める部分を除く。）、様式第一号及び様式第二号の改正規定（「第5条第2項」を「第5条第1項」に改める部分に限る。）並びに様式第八号及び様式第九号の改正規定 公布の日

二 第十条の次に一条を加える改正規定及び様式第二十号（二）の次に一様式を加える改正規定 平成十八年四月一日

（経過措置）

- 2 この規則の施行前にこの規則による改正前の埼玉県都市公園に関する規則（次項において「改正前の規則」という。）の規定によりされた使用の許可の申請は、この規則による改正後の埼玉県都市公園に関する規則の規定によりされた使用の許可の申請とみなす。

- 3 改正前の規則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして、使用することができる。

附 則（平成十八年三月三十一日規則第六十四号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成十八年四月一日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行前にこの規則による改正前の埼玉県都市公園に関する規則（次項において「改正前の規則」という。）の規定によりされた使用の許可の申請は、この規則による改正後の埼玉県都市公園に関する規則の規定によりされた使用の許可の申請とみなす。

- 3 改正前の規則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附 則（平成十九年三月三十日規則第五十一号）

- 1 この規則は、平成十九年四月一日から施行する。

- 2 改正前の規則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附 則（平成二十年八月二十九日規則第七十八号）

この規則は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第二十三条（中略）の規定 平成二十一年一月一日

二 （略）

附 則（平成二十二年三月三十日規則第六十一号）

この規則は、平成二十二年四月一日から施行する。

附 則（平成二十四年十二月二十五日規則第八十二号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成二十六年三月二十七日規則第三十号）

この規則は、平成二十六年四月一日から施行する。

附 則（平成三十年三月三十日規則第四十一号）

（施行期日）

1 この規則は、平成三十年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行前にこの規則による改正前の埼玉県都市公園に関する規則（次項において「改正前の規則」という。）の規定によりされた使用の許可の申請その他の行為は、この規則による改正後の埼玉県都市公園に関する規則の規定によりされた使用の許可の申請その他の行為とみなす。

3 改正前の規則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附 則（平成三十年十一月二十日規則第六十二号）

この規則は、平成三十年十二月一日から施行する。

附 則（平成三十一年三月十九日規則第二十二号）

この規則は、平成三十一年十月一日から施行する。

別表第一（第八条関係）

一 入場料又はこれに類するものを徴収しない場合

条例第九条第一項 各号に掲げる行為 の種類	単位		金額	摘要
	数量	期間		
物品の販売その他 の営業行為（興行を 除く。）をする場合	一平方メ ートル	半日	七円	県外に住 所を有する 者が行為を する場合は、 上記の金額 に、それぞ れ当該金額の 百分の五十 に相当する 額を加えた 額とする。
		一日	十四円	
興行を行う場合	一平方メ ートル	半日	八円	
		一日	十七円	
業として写真を撮 影する場合	一件	半日	三六〇円	
		一日	七三〇円	
業として映画等の 撮影を行う場合	一件	半日	一四、六〇〇円	
		一日	二九、三〇〇円	
競技会その他これ に類する催しをす る場合（条例第十条 第一項の許可に係 る公園施設の利用 を除く。）	一平方メ ートル	半日	四円	
		一日	八円	
集会、展示会、博覧 会その他これらに 類する催しをする 場合	一平方メ ートル	半日	四円	
		一日	八円	
はり紙、はり札その 他の広告物の表示 をする場合	表示面積 一平方メ ートル	一日	二、〇五〇円	

備考

- 一 行為に要する面積が一平方メートル未満であるとき、又はその面積に一平方メートル未満の端数があるときは、一平方メートルとして計算するものとする。
- 二 半日とは、午前八時三十分から午後零時三十分まで、午後一時から午後五時まで、又は午後五時三十分から午後九時までのいずれかとし、一日とは、午前八時三十分から午後九時までとする。
- 三 自転車競技法に基づく場外車券売場として双輪場を利用する場合は、表の金額にかかわらず、一開催ごとに当該場外車券売場における勝者投票券売上金額の百分の二・一六に相当する額とする。
- 二 入場料又はこれに類するものを徴収する場合
- イ 自転車競技法に基づく自転車競技として双輪場を利用する場合は、一開催ごとに勝者投票券売上金額の百分の四・三二（通信回線を経由した電話機その他の端末機器による勝者投票券売上金額にあつては、百分の二・一六）に相当する額
- ロ モーター艇競走法に基づくモーター艇競走として漕艇場を利用する場合は、一開催ごとに勝舟投票券売上金額（通信回線を経由した電話機その他の端末機器による勝舟投票券売上金額を含む。）の千分の八・六四に相当する額
- ハ その他の場合は、入場料又はこれに類するものの総収入額の百分の五・四に相当する額（総収入の百分の五・四に相当する額が四万九千二百円に満たない場合は、四万九千二百円）

注 平成三一年三月一九日規則第二二号により、平成三一年一〇月一日から施行

別表第一第一号の表業として写真を撮影する場合の項中「七三〇円」を「七四〇円」に改め、同表業として映画等の撮影を行う場合の項中「一四、六〇〇円」を「一四、八〇〇円」に、「二九、三〇〇円」を「二九、八〇〇円」に改め、同表はり紙、はり札その他の広告物の表示をする場合の項中「二、〇五〇円」を「二、〇八〇円」に改め、同表の備考三中「百分の二・一六」を「百分の二・二」に改める。

別表第一第二号イ中「百分の四・三二」を「百分の四・四」に、「百分の二・一六」を「百分の二・二」に改め、同号ロ中「千分の八・六四」を「千分の八・八」に改め、同号ハ中「百分の五・四」を「百分の五・五」に、「四万九千二百円」を「五万円」に改める。

全部改正〔平成一八年規則六四号〕、一部改正〔平成一九年規則五一号・二二年六一号・二六年三〇号〕

別表第二（第八条関係）

一 大宮公園 陸上競技場及び双輪場

公園施設の種類	期間	金額	摘要
陸上競技場	半日(午前八時三十分から午後零時三十分まで又は午後一時から午後五時まで。以下同じ。)	五、九一〇円	一 県外に住所を有する者に係る使用料は、上記の金額に、それぞれ当該金額の百分の五十に相当する額を加えた額とする。
	一日(午前八時三十分から午後五時まで。以下同じ。)	一一、七〇〇円	
双輪場（自転車競技法に基づく自転車競技を行う場合及び同法に基づく場外車	半日	六、五三〇円	二 小学校就学前の者、小学生、中学生又は高校生が主たる利用者で
	一日	一三、〇〇〇円	

券売場として利用する場合を除く。)			ある場合は、上記の金額の半額とする。
-------------------	--	--	--------------------

二 大宮公園 野球場

公園施設の種類	単位		金額	摘要
	数量	期間		
硬式野球場（別表第一第二号の入場料又はこれに類するものを徴収する場合を除く。）	一面	半日	七、五六〇円	一 県外に住所を有する者に係る使用料は、上記の金額に、それぞれ当該金額の百分の五十に相当する額を加えた額とする。
		一日	一五、一〇〇円	二 小学校就学前の者、小学生、中学生又は高校生が主たる利用者である場合は、上記の金額の半額とする。
		夜間（午後五時三十分から午後九時まで）	六、六〇〇円	三 照明を使用する場合は、別途実費相当額を徴収する。

三 大宮公園 体育館

公園施設の種類	単位		金額	摘要
	数量	期間		
体育館	全館	半日	一〇、一〇〇円	一 県外に住所を有する者に係る使用料は、上記の金額に、それぞれ当該金額の百分の五十に相当する額を加えた額とする。
		一日	二〇、五〇〇円	
	コート一面	半日	三、二四〇円	
		一日	六、六六〇円	

				ある場合は、上記の金額の半額とする。
--	--	--	--	--------------------

四 大宮公園 水泳競技場

公園施設の種類	期間	金額	摘要
水泳競技場	競泳用プール	半日	一六、六〇〇円
		一日	三三、四〇〇円
	飛込用プール	半日	六、四五〇円
		一日	一二、七〇〇円
	補助プール	半日	六、四五〇円
		一日	一二、七〇〇円

五 大宮公園 弓道場

公園施設の種類	期間	金額	摘要
弓道場	半日	三、四七〇円	一 県外に住所を有する者に係る使用料は、上記の金額に、それぞれ当該金額の百分の五十に相当する額を加えた額とする。
	一日	六、九五〇円	二 小学校就学前の者、小学生、中学生又は高校生が主たる利用者である場合は、上記の金額の半額とする。

六 大宮公園 集会室、放送施設、電光掲示板及びシャワー室

公園施設の種類	期間	金額	摘要
硬式野球場	第一集会室	半日	三、一九〇円
		一日	六、四〇〇円
	放送施設	半日	二、五三〇円
		一日	五、〇七〇円

	電光掲示板	半日	二、五三〇円	る。 二 午後五時三十分から午後九時までに使用する場合の使用料は、集会室にあつては二、七八〇円、放送施設及び電光掲示板にあつてはそれぞれ二、二一〇円、シャワー室にあつては一、五八〇円とする。	
		一日	五、〇七〇円		
		半日	一、八一〇円		
	シャワー室	一日	三、六二〇円		
	放送施設	半日	一、八三〇円		
		一日	三、六七〇円		
	集会室	半日	二、一八〇円		
		一日	四、三六〇円		
	放送施設	半日	一、八三〇円		
		一日	三、六七〇円		
水泳競技場	第一集会室	半日	五、二〇〇円		
		一日	一〇、三〇〇円		
	第二集会室	半日	二、五三〇円		
		一日	五、〇七〇円		
	放送施設	半日	二、五三〇円		
		一日	五、〇七〇円		
	電光掲示板	半日	二、五三〇円		
		一日	五、〇七〇円		

七 大宮公園 駐車場

公園施設の種類	単位		金額
	数量	期間	
駐車場	一台	一時間まで	二〇〇円
		一時間を超える場合は、三十分钟まで増すごとに	一〇〇円

備考 県道川口上尾線以西の大宮公園東駐車場及び大宮公園西駐車場に限る。

八 吉川公園 野球場及び運動場

公園施設の種類	単位		金額	摘要
	数量	期間		
野球場	一面	半日	一、八二〇円	一 県外に住所を有する者に係る使用料は、上記の金
		一日	三、六四〇円	

				額に、それぞれ当該金額の百分の五十に相当する額を加えた額とする。
運動場	一面	半日	一、八二〇円	二 小学校就学前の者、小学生、中学生又は高校生が主たる利用者である場合は、上記の金額の半額とする。
		一日	三、六四〇円	

注 平成三一年三月一九日規則第二二号により、平成三一年一〇月一日から施行

別表第二第一号の表陸上競技場の項中「五、九一〇円」を「六、〇一〇円」に、「一一、七〇〇円」を「一一、九〇〇円」に改め、同表双輪場（自転車競技法に基づく自転車競技を行う場合及び同法に基づく場外車券売場として利用する場合を除く。）の項中「六、五三〇円」を「六、六五〇円」に、「一三、〇〇〇円」を「一三、二〇〇円」に改める。

別表第二第二号の表中「七、五六〇円」を「七、七〇〇円」に、「一五、一〇〇円」を「一五、三〇〇円」に、「六、六〇〇円」を「六、七二〇円」に改める。

別表第二第三号の表中「一〇、一〇〇円」を「一〇、二〇〇円」に、「二〇、五〇〇円」を「二〇、八〇〇円」に、「三、二四〇円」を「三、三〇〇円」に、「六、六六〇円」を「六、七八〇円」に改める。

別表第二第四号の表中「一六、六〇〇円」を「一六、九〇〇円」に、「三三、四〇〇円」を「三四、〇〇〇円」に、「六、四五〇円」を「六、五六〇円」に、「一二、七〇〇円」を「一二、九〇〇円」に改める。

別表第二第五号の表中「三、四七〇円」を「三、五三〇円」に、「六、九五〇円」を「七、〇七〇円」に改める。

別表第二第六号の表硬式野球場の項中「三、一九〇円」を「三、二四〇円」に、「六、四〇〇円」を「六、五一〇円」に、「二、五三〇円」を「二、五七〇円」に、「五、〇七〇円」を「五、一六〇円」に、「一、八一〇円」を「一、八四〇円」に、「三、六二〇円」を「三、六八〇円」に、「二、七八〇円」を「二、八三〇円」に、「二、二一〇円」を「二、二五〇円」に、「一、五八〇円」を「一、六〇〇円」に改め、同表双輪場の項中「一、八三〇円」を「一、八六〇円」に、「三、六七〇円」を「三、七三〇円」に改め、同表体育館の項中「二、一八〇円」を「二、二二〇円」に、「四、三六〇円」を「四、四四〇円」に、「一、八三〇円」を「一、八六〇円」に、「三、六七〇円」を「三、七三〇円」に改め、同表水泳競技場の項中「五、二〇〇円」を「五、二九〇円」に、「一〇、三〇〇円」を「一〇、四〇〇円」に、「二、五三〇円」を「二、五七〇円」に、「五、〇七〇円」を「五、一六〇円」に改める。

別表第二第八号の表中「一、八二〇円」を「一、八五〇円」に、「三、六四〇円」を「三、七〇〇円」に改める。

全部改正〔平成一八年規則六四号〕、一部改正〔平成一九年規則五一号・二二年六一号・二六年三〇号・三〇年六二号〕

別表第三（第十四条関係）

項目	条例別表第一の規定	項目	内容
----	-----------	----	----

1	第一号イ(1)本文	通路の幅	百八十センチメートル
2	第一号イ(1)た だし書	通路の幅の縮小	通路の末端の付近の広さを車椅子の転回に支障のないものとし、かつ、五十メートル以内ごとに車椅子が転回することができる広さの場所を設けた場合は、通路の幅を百二十センチメートルまで縮小すること。
3	第二号イ(1)本 文	出入口の幅	百二十センチメートル
4	第二号イ(1)た だし書	出入口の幅の縮 小	出入口の幅を八十センチメートルまで縮 小することができること。
5	第三号ロ(1)	出入口に設ける 戸の幅	八十センチメートル
6	第四号ロ(1)本 文	通路の幅	百二十センチメートル
7	第四号ロ(1)た だし書	通路の幅の縮小	通路の末端の付近の広さを車椅子の転回に支障のないものとした場合は、通路の幅を八十センチメートルまで縮小すること
8	第四号ロ(4)本 文	縦断勾配及び横 断勾配の値	縦断勾配は五パーセント、横断勾配は一パ ーセント
9	第四号ロ(4)た だし書	縦断勾配及び横 断勾配の値の超 過	縦断勾配は八パーセント以下、横断勾配は二パーセント以下とすることができること。
10	第四号ハ(次項 に該当するもの を除く。)	収用定員の規模 に応じた車椅子 使用者用観覧ス ペースの数	収容定員が二百人以下の場合は当該収容定員に五十分の一を乗じて得た数、収容定員が二百人を超える場合は当該収容定員に百分の一を乗じて得た数に二を加えた数
11	第四号ハ(1)	車椅子使用者用 観覧スペースの 幅及び奥行き	幅は九十センチメートル、奥行きは百二十センチメートル
12	第五号イ	車椅子使用者用 駐車施設の幅	三百五十センチメートル
13	第六号イ(2)	受け口の高さ	三十五センチメートル
14	第六号ハ (1)(一)	出入口の幅	八十センチメートル
15	第六号ハ (1)(五)(イ)	出入口に設ける 戸の幅	八十センチメートル

追加〔平成二四年規則八二号〕

様式第1号

(第2条関係)

全部改正〔昭和50年規則30号〕、一部改正〔昭和51年規則63号・53年22号・56年82号・57年40号・59年29号・平成元年35号・13年93号・14年56号・104号・15年45号・17年49号・18年64号・20年78号・30年41号〕

様式第2号

(第2条関係)

全部改正〔昭和50年規則30号〕、一部改正〔昭和51年規則63号・53年22号・56年82号・57年40

号・59年29号・平成元年35号・13年93号・14年56号・104号・15年45号・17年49号・18年64号・20年78号・30年41号]

様式第2号の2

(第2条の3関係)

追加〔平成17年規則49号〕

様式第2号の3

(第2条の4関係)

追加〔平成17年規則49号〕、一部改正〔平成18年規則64号・20年78号・30年41号〕

様式第3号

(第3条関係)

全部改正〔昭和50年規則30号〕、一部改正〔昭和51年規則63号・53年22号・56年82号・57年40号・59年29号・平成元年35号・13年93号・14年56号・104号・15年45号・17年49号・18年64号・20年78号・30年41号〕

様式第4号

(第9条関係)

一部改正〔昭和50年規則30号・51年63号・53年22号・54年57号・56年82号・57年40号・59年29号・平成元年35号・13年93号・14年56号・104号・15年45号・18年64号・20年78号・30年41号〕

様式第5号

(第9条の2関係)

追加〔平成18年規則64号〕、一部改正〔平成20年規則78号・30年41号〕

様式第6号

(第10条関係)

全部改正〔昭和50年規則30号〕、一部改正〔昭和51年規則63号・53年22号・54年57号・56年82号・57年40号・59年29号・平成元年35号・13年93号・14年56号・104号・15年45号・17年49号・18年64号・19年51号・30年41号〕

様式第7号

(第10条関係)

一部改正〔昭和45年規則5号・50年30号・51年63号・53年22号・54年57号・56年82号・57年40号・59年29号・平成元年35号・13年93号・14年56号・104号・15年45号・17年49号・18年64号・19年51号・30年41号〕

様式第8号

(第10条関係)

全部改正〔昭和50年規則30号〕、一部改正〔昭和51年規則63号・53年22号・54年57号・56年82号・57年40号・59年29号・平成元年35号・13年93号・14年56号・104号・15年45号・17年49号・18年64号・19年51号・30年41号〕

様式第9号

(第10条の2関係)

追加〔平成17年規則49号〕、一部改正〔平成18年規則64号・20年78号〕

様式第10号

(第11条関係)

追加〔平成18年規則64号〕、一部改正〔平成20年規則78号〕

様式第11号

(第11条関係)

追加〔平成12年規則96号〕、一部改正〔平成15年規則45号・18年64号・20年78号・30年41号〕